

## お問い合わせ先



### 税関相談官(室)

- 函館税関 ..... 0138-40-4261
- 東京税関 ..... 03-3529-0700
- 羽田税関支署 ..... 050-5533-6962
- 成田税関支署 ..... 0476-34-2128  
..... 0476-34-2129
- 横浜税関 ..... 045-212-6000
- 名古屋税関 ..... 052-654-4100
- 中部空港税関支署 ..... 0569-38-7600
- 大阪税関 ..... 06-6576-3001
- 関西空港税関支署 ..... 072-455-1600
- 神戸税関 ..... 078-333-3100
- 門司税関 ..... 050-3530-8372
- 福岡空港税関支署 ..... 092-477-0101
- 長崎税関 ..... 095-828-8619
- 沖縄地区税関 ..... 098-863-0099

### カスタムスアンサー(税関手続FAQ)

[https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/  
c-answer/topcontents\\_jr.htm](https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/topcontents_jr.htm)



税関手続 FAQ

検索

麻薬や拳銃、知的財産侵害物品などの  
密輸に関する情報は税関密輸ダイヤルへ

フリーダイヤル

0120-461-961



このパンフレットは、  
海外旅行される  
皆様に知っておいて  
いただきたい  
基本的なことがらを  
解説しています。





あんた、「運び屋」  
人生終わりやで！  
したら

海外旅行者のみなさまへ

# 「運び屋」への甘い誘いには乗らないでください

甘い誘いに乗って  
覚醒剤をはじめとした  
不正薬物の「運び屋」となる  
ケースが増えております。

例えば…

海外から荷物を運んでくれないか？

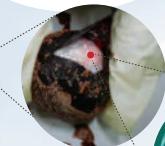
海外に行ってみないか？

渡航費用の心配はいらない

というような、甘い誘いを引き受けて…

預かった  
チョコレートから  
発見された覚醒剤

「海外からモノを  
運んでほしい」と頼まれて、  
チョコレートを  
持ち帰ったら…



海外では死刑になることも！

不正薬物の密輸はほとんどの国で重罪です。  
国によっては、死刑になることもあります。

「運び屋」 = 不正薬物の密輸は、重大な犯罪であり、厳しく処罰されます！

CASE 1

「外国から荷物を運んでほしい。  
旅費は負担しなくていいし、報酬も出す。」と  
言われ、引き受けたところ、  
荷物の中から・・・。

覚醒剤 約2.5kg 懲役 7年 割金 300万円

CASE 2

「外国からカバンを運ばないか？  
運んでくれたら報酬をあげる。」と言われ、  
引き受けたところ、  
カバンの中から・・・。

覚醒剤 約4kg 懲役 8年 割金 450万円



## 輸出が禁止または規制されている品物

### 輸出が禁止されている品物（主な例）

- 覚醒剤、大麻、向精神薬、麻薬、あへん、MDMAなどの不正薬物  
児童ポルノ
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品

### 輸出が規制されている品物（主な例）

植物(果物、野菜、米等を含む)や動物(鳥類、生肉、乾燥肉、ハム等を含む)は種類によっては検疫を受ける必要があります。詳細は最寄りの検疫所、植物防疫所、動物検疫所にお問い合わせください。

また、銃砲や超高性能パソコンなどは輸出貿易管理令により輸出が規制されており、このような品物を持ち出す場合には、事前に経済産業省で手続きを行い、税関の確認を受ける必要があります。詳細は、経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課  
TEL 03-3501-1511(代)にお問い合わせください。

## 入国（帰国）時の手続き

### 現金などの持込み

出国の際と同様の手続きが必要となります。

(6ページの出国時の手続き「現金などの持出し」を参照してください。)

※その他物品と併せて免税範囲を超える金の地金(純度は問わない)を携帯して入国する場合は、「携帯品・別送品申告書」による申告が必要です。

### 携帯品などの申告手続き

税関では、外国から入国(帰国)される全ての方に、輸入が禁止・規制されている物品の有無、一定額以上の現金等の有無、免税範囲を超える物品の有無、他人からの預かり物の有無等について申告を求めています。また、迅速かつ適正な通関のため、電子申告を推奨しています。

デジタル庁が提供するウェブサービス「Visit Japan Web」にアクセスし、案内に従って入力すると、「携帯品・別送品申告書」情報が含まれたQRコードを作成することができます。空港到着後、電子申告端末でQRコードとパスポートの読み取りを行うことで電子申告が行えます。

手続き完了後は、電子申告ゲートへ進むと、立ち止まることなく、スムーズにゲートを通過することができます。

また、有人の税関検査台でも、電子申告を行うことができ、家族連れの方は、代表者1名がQRコードを作成することで、家族一緒に電子申告を行うことができます。

※電子申告ゲートの詳しい利用方法については、9~10ページを参照してください。

※別送品の詳しい手続きについては、11~12ページを参照してください。

Visit Japan Webへの  
アクセスはこちら



Visit Japan Webに関する情報は、デジタル庁HPをご覧ください。

### 検査台の選択

税関(空港)では、手荷物の検査を迅速かつ適正に行うために検査台を緑と赤に色分けし、皆様ご自身で選択していただいているいます。

#### 緑の検査台

- 免稅の範囲を  
超えていない方

#### 赤の検査台

- 免稅の範囲を超えている方  
又は免稅の範囲を超えて  
どうか分からぬ方  
その他、税関での諸手続が  
必要な方

※免稅範囲については、15~16ページを参照してください。

### 税 關 か ら お 願 い

- 領収書、クレジットカード利用控などは、価格確認のため必要となる場合があることから、大切に保管し、すぐに出せるようにしておいてください。
- 空港ではスマートフォン決済アプリやクレジットカードなどによるキャッシュレス納付が可能ですが、また、現金にて税関検査場内の銀行での納付も可能です。銀行の派出所がない場合は、税関職員が領収します。
- 商業貨物や高額な物品等を持ち込む場合には、一般的な貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。
- 税関では、氏名等を確認する必要があることから、旅券・航空券等の関係書類の提示を求めることがあります。

## スムーズで快適な旅を

### 税関検査場電子申告ゲートを利用する



一部の空港では、ターンテーブルに手荷物が出てくるまでの待ち時間を利用して電子申告端末で手続きを行うと効率的です。

手荷物を受取った後、電子申告ゲートへ進むと立ち止まることなくスムーズにゲートを通過することができます。

電子申告ゲートを利用する場合は、1人ずつ手続きを行う必要があります。

なお、一部の空港では、税関・入管手続きに必要な情報を同時に提供することにより手続きの重複部分を解消し、手続き時間の短縮化を図る「共同キオスク」の運用を開始しました。

事前に！  
スマホで  
簡単に申告

以下のQRコードからVisit Japan Webにアクセスし、案内に従って入力すると、「携帯品・別送品申告書」情報が含まれたQRコードが作成されます。



税関検査場で！  
ゲートを  
スピーディに通過

税関検査場に設置された電子申告端末でパスポートと作成したQRコードを読み取ることにより、「携帯品・別送品申告書」の提出が完了します。その際、ゲート通過時に必要となる顔認証用の顔写真を撮影します。



顔認証で  
そのまま  
ゲートを通過！



電子申告端末での手続きが完了したら、そのままゲートをスムーズに通過できます。

※ 税関職員による検査を受ける場合があります。

※ 顔認証のために撮影された写真は、ゲート通過後、すぐに消去されます。

※ 免税範囲を超えた携帯品や別送品の申告等がある場合は、税関職員のいる検査台に案内されます。

### Visit Japan Webのご利用方法



まずスマートフォンから「Visit Japan Web」にアクセスしてください。

ログイン後、案内に従って利用者の情報や入国予定等を入力し、「携帯品・別送品申告書」の登録を行うと、電子申告用のQRコードが作成できます。

電子申告端末にて、作成したQRコードとパスポートを読み取機にかざしてください。  
電子申告端末で手続きをする間に顔写真を撮影し、本人確認を行います。

手続き完了後、申告内容に応じて、電子申告ゲート又は税関検査台に案内されます。

※ ②の後、電子申告端末を利用せず、有人の税関検査台で電子申告を行うことも可能です。詳しくは、空港の税関職員にご確認ください。

## 別送品の手続き

別送品とは、入国の際に携帯せずに、郵送などの方法で別に送った荷物のことです。

### 外国から送る際の注意点

品物の外装や税関告知書(郵便物)、又は送り状などには、必ず「別送品」と明確に表示し、入国(帰国)者本人を受取人としてください。

特に土産品店等に依頼して送る場合には、「別送品」(Unaccompanied Baggage)と明確に表示するように店員に指示してください。



### 入国(帰国)時の手続き

「携帯品・別送品申告書」を2通、税関に提出してください。このうち、1通に税関が確認印を押してお返しますので大切に保管してください。

入国(帰国)後に、別送品申告はできません。忘れずに申告してください。

なお、数ヶ所から別送した場合であっても提出部数は2通です。

※「携帯品・別送品申告書」は税関の窓口に用意してあります。

### 到着後の手続き

#### 郵送の場合

別送品が日本に到着すると「外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ」というはがきが郵送されますので、入国(帰国)時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を同「お知らせ」の返信用部分と共に、そのはがきを差し出した税関外郵出張所に郵送又は提出してください。

#### 郵送以外の場合

別送品が日本に到着すると航空貨物代理店や船会社などから到着通知があります。入国(帰国)時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」、旅券などを持つて別送品の到着地税関で手続きをしてください。(取扱業者によっては到着通知がない場合があります。詳細は、航空貨物代理店や船会社などに照会してください。)

なお、別送品については、入国(帰国)後6か月以内に輸入され、かつその輸入申告の際、入国(帰国)時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」を輸入地税関に提出した場合に限り、入国時に使用した免税枠の残りの範囲内で、免税の適用を受けて輸入することができます。

(免税範囲については、15~16ページを参照してください。)

注  
意

- 入国(帰国)時に別送品の申告をしなかった場合や確認印を受けた申告書を紛失された場合は、一般的な貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となります。
- 別送品の外装に「別送品」の表示がない場合には、税関等の納付額や納付手続きなどを通知する書類(例:国際郵便物課税通知書)が郵送されることがあります。この場合、税金を納付する前に、通知書を差し出した税関もしくは航空貨物代理店、船会社などに、お問い合わせください。
- 商業貨物や高額な物品等を持ち込む場合には、一般的な貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。

### 輸入が禁止または規制されている品物

輸入が禁止あるいは規制されている品物には主に下記のようなものがあります。これに違反すると関税法などで処罰されたり、没収、廃棄又は積戻しを命じられることがあります。

なお、麻薬、拳銃などは、日本を経由して他国に輸送する場合でも処罰されることがあります。

詳細は最寄りの税関までお問合せください。

#### 輸入が禁止されている品物(主な例)

- 覚醒剤、大麻草、向精神薬、麻薬、あへん、MDMA、指定薬物(医療等の用途に供するために輸入するものを除く。)などの不正薬物  
拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾、拳銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌などの病原体など
- 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
- わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産を侵害する物品  
(注)上記のほかに家畜伝染病予防法、植物防疫法、外来生物法などで輸入が禁止されているものがあります。
- 詳細は最寄りの動物検疫所、植物防疫所及び地方環境事務所等にご相談ください。

不正薬物の「運び屋」は、重大な犯罪です。日本でも外国でも重い罪で厳しく処罰されます。

他人から預かった荷物でも、携行した荷物については責任を問われます。「知らなかった」、「分からなかった」では、すみません。

他人から不審な荷物は絶対に預からないようにして下さい。

違法ではないと称して販売されているハーブやアロマオイル、バソルトなどの商品の中には、「麻薬」や「指定薬物」に該当し、輸入が禁止されているものがあります。

## 輸入が規制されている品物

① 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(ワシントン条約)に基づき、動植物の多くが輸出入の規制の対象となっており、この条約で定められた機関の発行する書類等(種類により異なりますが、相手国の輸出許可書、経済産業省の発行した輸入承認証など)が無いと輸入できません。これらは生きている動植物だけでなく、工芸品や漢方薬などの加工品・製品についても規制の対象となります。

### ワシントン条約により持込みが規制されているもの(主な例)

毛皮・敷物	トラ、ヒョウ、クマ等
ベルト・財布・ハンドバッグ等	ワニ、ウミガメ、ヘビ(一部)、トカゲ(一部)、ダチョウ(一部)等
象牙・同製品	インドゾウ及びアフリカゾウ
はく製	ワシ、タカ、ワニ、センザンコウ等
その他	ジャコウジカ・トラ・クマ等の成分を含む漢方薬、ヘビの皮革を利用した楽器(胡弓)、シャコガイの製品、オウムの羽飾り、クジャクの羽(一部)、サンゴの製品(一部)、チョウザメの卵(キャビア)、ウナギ(ヨーロッパウナギ)の製品、石斛、木香、天麻、沈香、西洋人参等が含まれる食品や薬等

生き	サル(全種)	スローロリス、カニクイザル、チンパンジー等
て い る	オウム(全種)	オウム、インコ類(コザクラインコ、セキセイインコ、オカメインコ及びホンセイインコを除く。)
動 植 物	植物	ラン全種、サボテン全種 等
	その他	ワシ、タカ、リクガメ、インドヘビ、アジアアロワナ等

- ② 食品(個人用を除く)、植物(パイナップル、オレンジなどの果物、切花、野菜、米などを含む)、動物(生きている哺乳動物や鳥類、生肉、乾燥肉、ハム、ソーセージなどを含む)
- 税関検査の前に検疫カウンターで必ず検疫を受けてください。
- ③ 猟銃、空気銃、刀(刃渡15cm以上)・剣(刃渡5.5cm以上)など都道府県公安委員会の所持許可を受けるなど所定の手続きを取った後でなければ輸入できません。
- ④ 医薬品、化粧品などについては、輸入者個人が使用するものであっても、輸入数量の制限があります。

● 医薬品及び医薬部外品	2カ月分以内 (処方せん医薬品は1カ月分以内)
● 外用剤(処方せん医薬品は除く)	1品目24個以内
● 化粧品	1品目24個以内
● 家庭用医療機器(電気マッサージ器など)	1セット
● 使い捨て医療機器 (使い捨てコンタクトレンズなど)	2カ月分以内

- これらの基準を超えるものについては、厚生労働省の手続きが必要です。  
(ただし、個人用であっても、重大な健康被害の起きるおそれがある製品については、輸入が制限されています。)
- ⑤ 海苔(のり)などの水産加工物の中には、輸入貿易管理令で規制され、経済産業大臣の輸入割当てや承認が必要なものがあります。

大麻草の種子の輸入は規制されています。また、大麻草の不正栽培や、そのために大麻草の種子を所持したり、提供することは、大麻草の栽培の規制に関する法律で処罰されます。

## 輸入規制品の詳細についてのお問い合わせ先

- ①⑤ 経済産業省貿易経済安全保障局 TEL 03-3501-1511  
貿易管理部貿易審査課 (代)
- ② 最寄りの検疫所、植物防疫所、  
動物検疫所
- ③ 最寄りの警察署
- ④ 関東信越厚生局 TEL 048-740-0800  
近畿厚生局 TEL 06-6942-4096  
九州厚生局沖縄麻薬取締支所 TEL 098-854-2584

20万円

(海外市価の合計額)

①合計額が20万円を超える場合には、20万円以内に納まる品物が免税になり、その残りの品物に課税されます。

②1個で20万円を超える品物は、例えば、25万円のバッグは、25万円の全額に課税されます。

### その他の物品

※ 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)

20歳未満の場合は「酒類」と「たばこ」は免税になりません。

## 免税の範囲

海外旅行者の携帯品あるいは別送品のうち、個人的に使用する認められるものに限り、入国者一人当たり下の表の範囲内(かつ、米については年間100kgの範囲内)で免税となります。

(携帯品と別送品の両方がある場合には、両方を合算します。)

(一人当たり)

品名	数量又は価格など
酒類	3本(760ml/本)
紙巻たばこのみの場合	200本
葉巻たばこのみの場合	50本
たばこ 加熱式たばこのみの場合	個装等 10個 ※1箱あたりの数量は紙巻たばこ20本に相当する量
その他の場合	250g
香水(オード・トワレを除く)	2オンス (1オンスは約28ml)

### 注意

最近、旅客の携帯品から、多数の未申告たばこが発見される事例が確認されています。

未申告のたばこが発見された場合、法令により処罰されることもあります。

- 6才未満の子供は、おもちゃなど明らかに子供本人の使用と認められるもの以外は免税なりません。
- 旅行中に使用していた衣類、化粧品などの身回品や職業上必要とする携帯用器具など(外国で取得したものを除く。)は、前ページの表にかかわらず原則として免税となります。
- 酒類、たばこ、香水を除くその他の品物については、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは、原則として免税となります。

### 注意

- 商品や商業用サンプルは、個人的な使用に供するものでないため、課税対象となります。また、金額によっては、一般的な貿易貨物と同様の輸入手続きが必要となる場合があります。
- 円貨換算は、「入国の日の属する週の前々週の平均レート」として税関長が公示したレートにより行われます。
- 米について免税の適用を受ける場合には、地方農政局又は地方農政事務所に提出した「米穀の輸入に関する届出書」(税関提出用)を税関に提出してください。

## 税の適用

免税範囲を超える品物は次のように課税されます。

### 課税価格

個人的な使用に供するために購入した品物を携帯、別送して持ち込む場合の課税価格については、海外での小売価格の6割程度の額としてあります。

### 簡易な税率

次のものには、関税、内国消費税及び地方消費税を踏まえた簡易な税率が適用されます。

品 名		税 率
酒類	(1) ウイスキー及びブランデー	800円／ℓ
	(2) ラム、ジン及びウォッカ	500円／ℓ
	(3) リキュール	400円／ℓ
	(4) 蒸留酒(焼酎等)	300円／ℓ
	(5) その他のもの(ワイン、ビール等)	200円／ℓ
たばこ	紙巻たばこ	15円／本
	葉たばこスティック	15円／本
たばこ	葉たばこカプセル及び充填グリセリン等をセットにして小売用の包装にしたもの ※充填グリセリン等のみが包装され販売されるものを含む	50円／個
	その他の物品(関税が無税のものを除く。)	15%

### 一般の関税率が適用されるもの

例えば次のものは、関税のほか内国消費税及び地方消費税が課税されます。

- 1個(1組)の課税価格が10万円を超えるもの
- 米(納付金の納付が必要となります。)
- 食用の海苔、パイナップル製品、こんにゃく芋、紙巻たばこ及び上記の加熱式たばこ以外のたばこ、獣銃
- 消費税及び地方消費税のみ課税されるもの(関税無税品)

腕時計、貴金属製の万年筆、貴石(裸石)、ゴルフクラブ、書画、CD・DVD等、パソコンなど関税が無税の品物は、課税価格に対し消費税10%(うち2.2%は地方消費税)のみが課税されます。

### 軽減税率の適用について

簡易税率を適用せず、一般の関税率を適用する場合又は関税が無税の品物を課税する場合であって、軽減税率の対象である飲食料品(酒類を除く)を課税する場合は、軽減税率(8%)が適用されます。

### EPA税率の適用について

各EPA及び貿易協定(以下「EPA」)で定められた要件を満たす場合には、EPA税率を適用することができます。EPA税率の適用を希望される場合は、簡易税率を希望しない旨を税関に申し出るとともに、

“

- 携帯品・別送品申告書(C-5360)のB面に締約国原産品である旨を記載しきつ、原産品であることに特段の疑義がない場合( TPP11、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA)
- 原産地証明書を提出する場合(上記を除くEPA)

”

には、EPA税率を適用した関税+消費税等を適用することができます。

【参考】EPA税率適用により簡易税率よりも徴税金額が低くなる品目例  
(日EU・EPA)

品目(HS コード)	日 EU・EPA 税率
衣類・帽子(61類、62類、63類、65類)	無税
真珠・宝石類(71類)	無税

※EPAにより無税となるのは関税のみであり、消費税等は課税されます。

※なお、課税価格が20万円以下の場合であって、当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、上記によらない簡易な方法(購入代金受領証等の提示等)により、EPA税率の適用が可能です。

### 免税範囲を超えるワインの徴税金額について

ワインを含む酒類については、一人当たり760ml換算で3本までが免税の対象となっており、4本目から徴税の対象となり、税関への申し出がない限り、簡易税率(200円/瓶)を適用しています。

2019年2月1日の日EU・EPA発効により、EU産ワインの関税が無税となりましたが、ワインを携帯輸入する際、簡易税率ではなく日EU・EPA税率を適用し、関税が無税となった場合でも酒税(90円/瓶)及び消費税は課税されます。

## 関税等のキャッシュレス納付

入国旅客等の関税等の納付は、現金(日本円)の他、以下のキャッシュレス納付が可能です。

- 領収証書は発行されません。
- 現金納付との併用はできません。
- ご利用にかかる通信料は、自己負担となります。
- 海港及び一部の空港ではご利用いただけません。

### スマートフォン決済アプリ

以下のスマートフォン決済アプリが利用可能です。



※LINE Payは成田国際空港、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港、福岡空港、新千歳空港、那覇空港でのみ利用可能です。

#### 利用方法

- ① スマートフォンにインストール済みのアプリで税関職員提示の2次元コードをスキャン
- ② 決済完了画面を税関職員へ提示
- ③ 税関職員が専用端末で決済の完了を確認

利用にあたっての留意事項

- ご利用可能額には上限があります。詳細は税関職員にご確認ください。

### クレジットカード

以下のマークの付いたクレジットカードが利用可能です。

#### 利用方法

- ① 税関職員が交付する2次元コードをスマートフォン等で読み取り、「関税等お支払サイト」にアクセス\*
- ② 上記サイトにおいて税額等を確認、クレジットカード情報等を入力の上、「お支払手続き実行」をクリック
- ③ 税関職員が専用端末で決済の完了を確認

\*「関税等お支払サイト」へのアクセスは下記リンクからでも可能です。

[https://koukin.f-regi.com/fc/customs\\_go/payment/agree](https://koukin.f-regi.com/fc/customs_go/payment/agree)

#### 利用にあたっての留意事項

- 税額の他に、納付税額に応じたシステム利用料がかかります。なお、当該システム利用料は国の収入になるものではありません。
- ご利用可能額には上限があります。詳細は税関職員にご確認ください。

### インターネットバンキング



#### 利用方法

- ① 税関職員に、インターネットバンキングを利用する旨を申し出る
- ② 税関職員が納付番号通知情報を交付
- ③ スマートフォン等で各金融機関のインターネットバンキングにアクセス
- ④ 納付番号通知情報に記載の収納機関コード、納付番号、確認番号等を入力、払込
- ⑤ 税関職員が専用端末で納付の完了を確認

#### 利用にあたっての留意事項

- 税関検査場内で納付頂く必要があるため、ご自宅等での納付を可能とするものではありません。
- 各金融機関のサービスには、それぞれ独自の利用条件(利用時間・金額等)があります。詳細については各金融機関に確認して下さい。
- インターネットバンキングを利用する場合には、あらかじめ取扱金融機関に利用申込みを行い、暗証番号等を取得しておく必要があります。具体的な申込方法や利用方法については、各金融機関に確認して下さい。
- 6月、9月の第3日曜日の0時45分～5時30分、1月1日21時～1月2日5時30分については、マルチペイメントネットワークがシステムのメンテナンスのために稼働を休止するため、使用することができません。



